

西宮市緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成事業補助金交付要綱

平成25年5月1日

改正 令和5年4月14日

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市に存する兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送道路に面する建築物のうち、地震によって倒壊した場合に当該道路の通行を妨げるおそれがあるものの所有者等が、当該建築物の耐震診断又は耐震補強設計（以下「耐震診断等」という。）を実施するにあたり、これに要する費用の一部を補助することにより、建築物の地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(総則)

第2条 緊急輸送道路に面する建築物の耐震診断又は耐震補強設計を実施する者に対する補助金の交付については、国が定める社会資本整備総合交付金要綱及び、兵庫県が定める兵庫県まちづくり部補助金交付要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針になるべき事項」（以下「技術的基準」という。）第1の方法により、地震に対する安全性を評価することをいう。

(2) 耐震補強設計

技術的基準第2の方法により行う建築物の耐震改修に係る設計で、建築物耐震評価者が地震に対して安全な構造となると評価したものをいう。

(3) 建築物耐震評価者

次のアからウまでに掲げるものとする。

ア 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加する団体のうち、当該委員会に登録された耐震判定委員会（耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する判定・評価等を行う委員会をいう。）を設置しているもの

イ 建築基準法第20条第1項第1号の認定に係る性能評価を行う者として、国土交通大臣が指定する団体

ウ 建築物の地震に対する安全性に関する評価を行う技術的能力について、前号の団体と同等以上の能力を有すると市長が認めるもの

(4) 緊急輸送道路

西宮市に存する兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送道路をいう。

(補助対象建築物)

第4条 補助対象となる建築物は、次の各号に定めるものとする。

(1) 耐震診断費用の補助の対象となる建築物

緊急輸送道路沿道の建築物（昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工した民間建築物に限る。）で、耐震改修促進法施行令第4条第1号に定めるもの。

(2) 耐震補強設計費用の補助の対象となる建築物

緊急輸送道路沿道の建築物（昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工し、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された民間建築物に限る。）で、耐震改修促進法施行令第4条第1号に定めるもの。

(補助の対象者)

第5条 補助金の交付を受けることのできる者は、補助対象建築物の所有者又は管理者で所有者の同意を得ているものとする。

(補助額)

第6条 補助金額は、予算の範囲内で、次の各号に定める額とする。

(1) 第4条第1項第1号に掲げる事業

耐震診断に要する費用（ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く）の3分の2以内の額

(2) 第4条第1項第2号に掲げる事業

耐震補強設計に要する費用（ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く）の3分の2以内の額

2 前項各号の耐震診断等に要する費用は、建築物1棟につき450万円を限度とする。ただし、延べ面積が3,000㎡未満のものについては、次に定める費用を限度とする。

(1) 面積1,000㎡以内の部分は2,000円/㎡以内

(2) 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,500円/㎡以内

(3) 面積2,000㎡を超える部分は1,000円/㎡以内

(交付申請)

第7条 補助を受けようとする所有者又は管理者は、第4条第1項各号に定める事業を実施する前に、市長に補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 補助対象建築物概要書（様式第1号）

(2) 建築物の付近見取り図

(3) 配置図、平面図、立面図（前面道路との位置関係がわかるもの）

(4) 建築物の所有者が確認出来る書類

(5) 確認通知書及び検査済証の写しまたは、これにかわる書類

(6) 補助対象経費の積算内訳書

(7) 第4条第1項第2号に掲げる事業にあつては、耐震診断結果報告書

(8) その他必要となる書類

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(事業廃止)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助申請者」という。)は、当該建築物の耐震診断等を取り止めたときは、速やかに事業廃止届(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定額の変更)

第10条 補助申請者は、第8条の規定により通知された金額(以下「交付決定額」という。)の変更を受けようとするときは、補助金変更交付申請書(別記第4号様式)を、変更に係る事業に着手する前に提出しなければならない。

2 市長は前項の申請があったときは、第8条の規定に準じ、補助金の変更の可否を決定し、補助金変更交付決定通知書(別記第5号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助申請者は、建築物の耐震診断等が完了したときは、当該建築物の耐震診断等が完了した日の翌日から起算して15日を経過した日又は当該会計年度の1月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(別記第6号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る契約書の写し及び領収書の写し
- (2) 第4条第1項第1号に掲げる事業にあつては、耐震診断結果報告書等の写し
- (3) 第4条第1項第2号に掲げる事業にあつては、耐震改修計画内容が確認できる図書
- (4) 第4条第1項第2号に掲げる事業にあつては、建築物耐震評価者による耐震補強設計の評価書の写し
- (5) 交付決定通知書の写し
- (6) その他必要となる書類

(補助金の額の決定等)

第12条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を決定し、補助金確定通知書(別記第7号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第 13 条 前条の規定により補助金の額の通知を受けた者は、当該補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(別記第 8 号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 14 条 市長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(別記第 9 号様式)によりその者に通知するものとする。

(返還)

第 15 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金を返還させることができる。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3 年以内ごとに見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 14 日から施行する。